

検査結果表
(第1第1項第5号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室内の状況						
(2)	開閉器及び遮断器						
(3)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可	最終交換日 年 月 日			
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可	最終交換日 年 月 日			
(4)	ヒューズ						
(5)	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ					
	制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ					
(6)	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ					
	制御回路等の150V以下の回路	MΩ					
(7)	接地						
7	電動機						
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				
		プランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				
(9)	減速機						
(10)	駆動鎖	駆動鎖の張りの状況 イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%				
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況	適・否				
		駆動鎖の伸び イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%				

- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、**記入不要**です。
- ⑪ 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を**目視等**により確認し、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で**選択してください**。部品を分解しなければ**目視等**で確認することができない場合等でやむを得ず**目視等**により確認できない場合は「確認不可」を○で**選択してください**。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に踏段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で**選択してください**。さらに、「イ。」を○で**選択した**上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で**選択した**上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で**選択した**上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(8)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で**選択してください**。
- ⑭ 1(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で**選択した**上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で**選択した**上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑮ 1(8)「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ。」又は「ロ。」の該当するものを○で**選択してください**。「ロ。」を○で**選択した**場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で**選択した**上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑯ 1(8)「ブレーキ」の「非常停止時の踏段停止距離測定」には、右欄に測定した停止距離を記入してください。
- ⑰ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ。」を○で**選択した**上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で**選択した**上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ⑱ 1(10)「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で**選択してください**。
- ⑲ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ。」を○で**選択した**上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で**選択した**上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ⑳ 1(10)「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ。」を○で**選択してください**。「イ。」に該当しない場合は、「ロ。」を○で**選択した**上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で**選択した**上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を**目視等**により確認した場合は、「ニ。」を○で**選択した**上で、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で**選択してください**。
- ㉑ 2(7)「速度」には定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 3(6)「踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間」の「踏段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で**選択してください**。また、「踏段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した踏段相互のすき間を記入してください。
- ㉓ 4(6)「駆動鎖切断時停止装置」の「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で**選択してください**。
- ㉔ 7「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ㉕ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉖ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。